

00980332

2



医 薬 監 第 4 5 号

平成 1 0 年 3 月 1 8 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生省医薬安全局監視指導課長



民間企業等が主催する見本市に医薬部外品又は化粧品を展示する際の取扱いについて

医薬品等輸入監視については、昭和57年4月8日薬発第364号厚生省薬務局長通知「医薬品等輸入監視について」の別添1「医薬品等輸入監視要領」に基づき行われてきたところであるが、同通知を改正する平成10年3月18日医薬発第264号通知において、医薬部外品又は化粧品を民間企業等が主催する見本市に展示する事項が追加されたことに伴い、その際の取扱いを別添のとおりとするので御了知願いたい。

(別添)

展示会の種類	関係団体、業者等に限って対象とし、産業振興に係る情報提供等を目的とするもの。	一般人を対象とし、製品に関する情報提供を目的とするもの。
展示場所	・主催者が指定した展示会場内であること。	・主催者が指定した展示会場内であること。
展示方法	・展示見本品であり、販売、授与等ができない旨を明示すること。  ・製造方法、効能効果に関する標榜は、客観的に証明されたデータ等事実に基づいたもの以外は行わないこと。	・展示見本品であり、販売、授与及び人体への試用等ができない旨を明示すること。  ・予定される販売名、製造方法、効能効果に関する標榜は行わないこと。ただし、原則として、化粧品本体に輸入先国の言語で記載されている場合は、この限りでない。  ・関連資料の配付は原則として行わないこと。
展示後の措置	・販売、授与せず、廃棄、返送等の適切な措置をとること。ただし、一定の手続きを行った上での転用、承認許可取得を近々予定されている場合の倉庫での保管等は、この限りではない。	・販売、授与せず、廃棄、返送等の適切な措置をとること。ただし、一定の手続きを行った上での転用、承認許可取得を近々予定されている場合の倉庫での保管等は、この限りではない。